

平成30年1月29日

答 申 書

京都市長 門 川 大 作 様

京都市国民健康保険運営協議会
会 長 今 井 豊 嗣

平成30年1月29日付けで諮問のありました平成30年度京都市国民健康保険事業について、下記のとおり答申します。

記

国民健康保険料の賦課限度額の改定について

基礎賦課額の賦課限度額を54万円から58万円にすることは適当であると認める。

あわせて、保険者として京都市は、別記の付帯意見について、誠実に実施されるよう要望する。

付 帯 意 見

1 被保険者に対する丁寧な説明について

今回の保険料改定については、所得の高い世帯については、国の制度改正により負担が増加することとなる一方で、それ以外の世帯は国保特会の歳入超過の見込みにより保険料負担が減少することとなる。

このため、所得の高い世帯を対象とする保険料の最高限度額の改定については、とりわけその必要性や内容を、被保険者に分かりやすく丁寧に説明し、理解を求められたい。

2 保険料負担のあり方について

京都市においては、国民健康保険事業に多額の一般会計からの繰入を行っている現状にある。

このため、今後歳入超過が見込まれる場合における保険料負担のあり方については、被保険者の負担軽減を図る一方で、一般会計からの繰入金の縮減や、将来に備えての被保険者の健康づくりの更なる充実などにも十分配慮し、慎重な検討を行われたい。